

被扶養者申請状況調書 (75歳未満)

□該当する項目にチェックを入れてください。該当する項目の証明書類を添付してください。

被 保 険 者	記号		番号		●未記入、未提出書類があった場合は受理できませんのでご注意ください。 ●必要に応じて内容の問い合わせ、書類の追加をお願いする場合があります。			
	氏名				申請年月日	年	月	日

★「被扶養者」とは、被保険者の収入で生計を立て、年収が130万円未満(60歳以上または障がい者は180万円未満)であること。かつ、同居の場合は被保険者の年収の1/2未満であり、別居の場合は被保険者からの援助額より少ないことが前提条件となります。

認 定 対 象 者 (被扶養者にしたい方)	氏名				続柄		生年月日	年	月	日	年齢		性別	
	申請理由	以下の項目から選択してください。					事由発生日	年	月	日				
居 住 等 状 況	①出生【「収入状況」以下は記入不要】(提出書類なし)	⑤家族が増えた(養子縁組等)【戸籍謄本の写しを提出】												
	②結婚【婚姻日の記載してある書類を提出】	⑥同居を始めた【同居者全員が記載された住民票を提出】												
収 入 状 況	③退職(無職)	⑦仕送りを始めた【3ヵ月分の送金記録の写しを提出】												
	④収入が減少(雇用保険受給終了も含む)	⑧その他()												
雇 用 保 険 状 況	※夫婦共働きで子を扶養する場合は、配偶者の収入を申告してください。年収 円(収入の多い方の親が子供全員を扶養)													
	同居	「配偶者および子」以外の扶養申請の場合は、同居家族が全て記載されている「住民票の写し」を提出してください。												
収入状況	別居	住所記入欄 〒 [TEL] ・過去3ヵ月分の送金(仕送り)証明を提出(「振込明細票の写し」または「通帳の写し」等) ※単身赴任による別居、および子供が学生で進学による別居の場合は除く ※認定対象者の収入より送金(仕送り)額の方が多いこと												
	認定対象者の配偶者の有無	有り	・認定対象者の配偶者の収入証明書(収入が確認できる書類) ※夫婦一体の原則											
収入状況	無し	・該当するところに○印をつけて下さい。 ⇒ ・未婚 ・離別 ・死別												
	以前より無収入	・「(非)課税証明書の写し」												
収入状況	前職を退職	・「退職時の源泉徴収票の写し(退職日記載のもの)」または「退職証明書の写し」												
	自営業を廃業	・「廃業届出書の写し」												
収入状況	申請以前海外居住	・「住民票の写し」												
	就労(パート・バイト等)	・「直近3ヵ月の給与明細書の写し」												
収入状況	「収入減」および「働き始め」	・「雇用契約書の写し」または「給与見込証明書の写し」または「給与(支払・見込)額証明書」												
	各種年金・恩給	・「年金源泉徴収票の写し」または「年金裁定通知書の写し」と「(非)課税証明書の写し」												
収入状況	○印を付けてください ⇒	老齢年金 ・ 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 企業年金 ・ 私的年金 ・ 各種の恩給												
	自営業	・「確定申告書の写し」と「収支決算書の写し」												
収入状況	その他【各種手当金等：	・傷病手当金、出産手当金等、その収入が確認できる書類												
	雇用保険(失業手当)の受給が終了した	・「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」												
雇用保険状況	加入していない(手続きをしていない)	・「給与明細書の写し」等(未加入が確認できるもの)												
	受給しない(理由)	・「退職証明書の写し」と 離職票がある場合は「離職票1・2の写し」												
雇用保険状況	受給予定	・「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」(入手後、速やかに提出要)												
	受給延長	・「受給延長通知書の写し」(入手後、速やかに提出要)												
60歳の方	※上記のとおり申請します。尚、雇用保険を受給(日額3,612円以上)する場合は、速やかに被扶養者削除の手続きをし、手続きせずに保険証を使用した場合は、その対象期間の医療費を返還します。													
	(被保険者名)	印			(被扶養者名)	印								
85歳の方	1 60歳未満の方は就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる場合があります。このため、就労できない状態にあることを証明し、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告する必要があります。													
	学生	・「在学証明書の写し」												
60歳の方	障がい	・「障害者手帳の写し」または「障害年金受給者証の写し」												
	就職活動中	・「ハローワークカードの写し」等												
60歳の方	その他【理由：	】 ・具体的な理由がわかる証明書類												

健 保 組 合	認定	常務理事	事務長	担当者	担当者
	否				

事 業 所	確認日	年	月	日
	担当者 氏名	印		

健保使用欄(計算式)

コメント欄